明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○警察官の服制に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委六）　一
〔告　示〕
○在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件（総務一七六）　一
○在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件（同一七七）　二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産九八五）　三
○輸入業者の名称の変更に係る届出があった件（同九八六）　六
○肥料の登録が失効した件（同九八七）　七
〔人事異動〕
裁判所
最高裁判所　諸事項　一〇
〔公　告〕
破産、免責関係
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

規　則

○国家公安委員会規則第六号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察官の服制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年四月八日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

警察官の服制に関する規則の一部を改正する規則

警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表の二の制服の項中

1　長ズボンとする。 2　ベルト通し及びポケットは、スカート第一種と同様とする。 3　形状は、図五のとおりとする。

を

1　長ズボンとする。 2　ベルト通しは、男性警察官冬服ズボンと同様とする。 3　ポケットは、男性警察官冬服ズボンと同様とする。ただし、ベルト通し又は全部又は一部につい 4　形状は、図五のとおりとする。ては、男性警察官冬服ズボンと同様とすることができる。

に改め、同表の制帽の項中「濃紺色」を「冬服上衣と同色又は濃紺色」に、「フェルト」を「冬服上衣と同質又はフェルト」に、

色	紺色とする。

を

色	合服上衣と同色又は紺色とする。

に、「冬帽子と同質」を「合服上衣と同質又はフェルト」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。